

諫早干拓開門証言 長崎県議会参考人招致

弁護士は「農業・防災と両立する段階的開門」を説明後、漁民、農民の代表が意見を述べた。漁民の苦しい現状などを訴え「共存できる解決策を探りだす努力が必要不可欠」と強調した。委員からは「開門すれば有明海全体が昔のようになるか」「有明海がこうなったのは他にも要因があるのでは」などの意見が出た。これに対し、弁護士はそれぞれ「諫早湾の周辺部分に効果があるのは異論がない」「筑後川大堰（ぜき）なども要因というのは全く同意見だが、開門は避けては通れない」と述べた。

（山田博司委員長）に参考人として初めて招かれた。県と県議会は、開門を命じた福岡高裁判決が確定した後も、開門に反対しているが、弁護士は「いきかいいはもうやめよう。（漁業と農業、防災の）みんなが成り立つよう、お互いい知恵を出し合おう」と訴えた。

開門派「共存への努力を」 長崎県議会

よみがえれ！・有明海・国会通信

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700



りました。このため干拓事業には反対し続けてきました。諫早市民、諫早湾沿岸地域の住民の生命財産を災害から守るという防災干拓事業の大義を示され、海が残り漁業も今まで通りできます。干拓事業の漁場に与える影響は重大なものとはならない。水揚げ高は20%程度の減少にとどまる。漁業経営の継続は可能である。との県の説明を受け、県を信じ、海が残り漁業も今まで通りできるのであれば、苦渋の選択を余儀なくされ、諫早湾干拓事業に同意しました。当時、ここまで漁業不振に陥ると想像できなかつたことが悔やまれてなりません。

諫早湾干拓事業を推進した国、長崎県は干拓事業による有明海との因果関係を否定していますが、堤防

なつたのは他にも要因があるのでは」などの意見が出た。これに対し、弁護士はそれぞれ「諫早湾の周辺部分に効

調整池の汚染排水による漁業被害は漁民にとって深刻な問題となっています。私達瑞穂漁協は、平成9年の堤防締め切り以後、国、県の方針に従い、いかは必ず良くなることを願い、12年間じつと耐え、諫早湾の漁場再生を願つてきましたが、

漁業被害を軽減すると共に、有明海の本格的な再生に向けて確実な一歩を踏み出すものとして、福岡高裁の判決は、苦しみ続ける漁民によるやく届いた希望の光でした。しかし、判決が確定したにもかかわらず、農水省は真摯に履行しようとはしません。長崎県は上告しなかつた国を激しく非難し開門阻止の運動を展開しています。

以後、漁民は開門調査を求め、因果関係を明らかにされたくない国、県はこれを拒み続けてきました。

開門調査は農水省が設置したノリ第三者委員会が2001年12月に、有明海異変の原因は干拓事業にあると想定される、科学的に明らかにするためには開門調査が有効であると提言して以来、有明海をめぐる主要な争点になつていました。

建設にあたり、タイラギ漁場より257万トンの砂が採掘され、今も漁場には巨大な穴がいくつもあいたまま、そこにはヘドロが堆積し20年余りが経過した現在でもタイラギラギの生息が確認できません。一番水揚げが多かったタイラギ漁は、平成5年から操業停止となり19年間の連続休業となっています。

平成23年2月、瑞穂漁協は全員協議会において全会一致で開門賛成の決議をしました。水質改善の見通しも立たない調整池の排水に見切りをつけ、有明海再生のため、漁民の生活を守るために大きく舵をきつたのです。

が排出されるのですから魚介類に与える影響は計り知れません。堤防締め切り前の平成8年、120トンあつたアサリの水揚げが、堤防締め切りの平成9年度には61トンに減少、翌10年度は45トンと減少し続け、平成19年度以降の5年間は毎年8トン前後で推移しています。105名いた組合員も今では66名に減少しています。もう漁民は待てないのです。私達は生活のために1日も早い開門調査を求めます。

その願いは夢と消え去りました。これだけ漁民が苦しんでいるのに、干拓事業による影響は一切ないと否定し、国、県は、開門すると漁業被害が出ると言いながら、被害が出るという汚染水を今も排出し続けています。道理に合わないではあります。平成23年度の調整池からの排水は214回。1.7日に1回の割合で排水されています。排水量は5億2484万トンです。しかも調整池の水位をマイナス1メートルに管理しているため、諫早湾の水位が引き潮で調整池よりも低くならないと排水ができないのです。干満の差が激しい有明海で、引き潮で低くなつた湾内に調整池の汚染水

詳しくは <http://www.justmystage.com/home/kenshou>

バックナンバー <http://www.ohashilo.jp/active/ariake>